

地域別最低賃金額、未満率及び影響率

1. 地域別最低賃金額、未満率及び影響率（ランク別）の推移（平成21～30年度）

		年度										
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
地域別最低賃金額 (対前年度差)		703 (16)	713 (10)	730 (17)	737 (7)	749 (12)	764 (15)	780 (16)	798 (18)	823 (25)	848 (25)	874 (26)
Aランク	未満率 (%)	0.6	1.1	1.6	1.5	2.5	2.1	2.5	2.1	4.2	2.3	2.4
	影響率 (%)	1.9	3.1	4.4	4.0	5.7	10.7	9.3	12.8	14.5	14.5	15.3
Bランク	未満率 (%)	1.3	1.4	1.7	1.7	1.4	1.5	1.6	1.4	1.6	1.3	1.5
	影響率 (%)	2.8	1.9	3.2	2.9	3.1	5.4	5.2	6.0	8.6	9.8	12.3
Cランク	未満率 (%)	1.6	2.3	1.4	1.8	2.2	2.0	1.8	2.2	2.0	1.3	1.7
	影響率 (%)	3.2	3.1	4.3	3.1	5.2	5.5	6.6	6.9	8.6	9.6	12.7
Dランク	未満率 (%)	1.8	2.0	1.5	2.0	2.0	1.8	1.8	1.9	1.5	1.4	1.4
	影響率 (%)	3.7	2.4	4.6	3.4	5.0	6.0	6.2	7.4	10.1	10.3	13.3
計	未満率 (%)	1.2	1.6	1.6	1.7	2.1	1.9	2.0	1.9	2.7	1.7	1.9
	影響率 (%)	2.7	2.7	4.1	3.4	4.9	7.4	7.3	9.0	11.1	11.9	13.8

資料出所：厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」（平成21年度～平成30年度）

- (注) 1 地域別最低賃金額（以下単に「最低賃金額」という。）は、全国加重平均である。
 2 「未満率」とは、最低賃金額を改正する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。
 3 「影響率」とは、最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。
 4 各ランクは、各年における適用ランクであり、各ランクの未満率、影響率については、加重平均である。